

行政減量・効率化有識者会議（第23回）議事概要

1．日時

平成18年11月7日（水）14：00～17：15

2．場所

総理官邸4階大会議室

3．出席者

佐田玄一郎 国・地方行政改革担当大臣、林芳正 内閣府副大臣、

岡下信子 内閣府大臣政務官

〔委員〕

飯田亮（座長）、逢見直人、翁百合、小幡純子、櫻谷隆夫、菊池哲郎、富田俊基、
船田宗男、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、大藤俊行
行政改革推進本部事務局次長、鈴木正徳行政改革推進本部事務局審議官 ほか

〔経済産業省〕

加藤文彦中小企業庁次長、寺澤達也中小企業庁金融課長

〔財務省〕

勝栄二郎総括審議官、香川俊介大臣官房参事官、中原広大臣官房政策金融課長

〔総務省〕

椎川忍官房審議官、丹下甲一自治財政局公営企業課長

4．主な議題

独立行政法人の見直しに関する議論

政策金融改革に係る検討状況の報告

- ・ 経済産業省報告（商工組合中央金庫）
- ・ 財務省報告（日本政策投資銀行）
- ・ 総務省報告（公営企業金融公庫）
- ・ 事務局報告（新政策金融機関）

5．議事の経過

開会

佐田 国・地方行政改革担当大臣からあいさつがあった。

独立行政法人の見直しに関する議論

これまで3回にわたって実施してきた各省からのヒアリングを通じて出された意見

等を踏まえ、今後の指摘事項の取りまとめに向けて更に議論を行った。各委員等から述べられた主な指摘は以下のとおり。

(見直しに係る姿勢について)

- ・ 見直しにあたって、できない理由を一生懸命説明することが多いが、そうではなく、どうやったら改善に繋がるような見直しができるかという視点で考えていく必要がある。
- ・ 見直しの前提として、主務大臣・主務省と独立行政法人の関係を明確にするべきである。

(事務・事業の見直しについて)

- ・ 独立行政法人の成り立ちにあたって、いくつかの法人が統合したという経緯がある中で、国の政策の重点化に合わせて不要な事務・事業を廃止するような取組が不十分で、漫然と続けられているものが多い。不要な事務・事業の廃止を徹底して、重要な事務・事業へ特化し、独立行政法人の役割の明確化を図るべきである。
- ・ いつの間にか衣替えをして、同じような事務・事業が残っているようなことを回避するためにも、不要になった事務・事業については一旦きちんと廃止して、必要であれば新しい事務・事業を各種の査定を経て行うという形で見直しを進めるべきである。

(業務の効率的な運営について)

- ・ 随意契約については徹底した見直しが必要である。特に特定の公益法人との契約の内容や特定の公益法人との関係も含めてきちんとした見直しを行うべきである。
- ・ 市場化テストの活用については、独立行政法人そのものを市場化テストの対象とするくらいの意気込みで、少なくとも大きな事業全体を対象とするような対応を図るべきである。
- ・ 全般に独立行政法人は高コスト体質でありその改善が急務である、ということの有識者会議の考えとして強調すべきである。
- ・ 行政サービス実施コストの削減をしっかりと行う、ということの有識者会議の見直しの視点として強調すべきである。

政策金融改革に係る検討状況の報告

〔経済産業省報告(商工組合中央金庫)〕

資料に沿って経済産業省からの説明が行われた後、各委員から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 政府出資の準備金化に当たっては、民間の出資者へ不当な利益移転とならないよう、しっかり制度を設計して、改めて説明をしてほしい。
- ・ 政府出資がある中で預金の資格制限を撤廃することで、地域経済を支える信金や信

組の経営を圧迫し、中小企業の資金循環の悪化をもたらすことのないよう、留意すべきではないか。

〔財務省報告（日本政策投資銀行）〕

資料に沿って財務省からの説明が行われた後、各委員から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 株主の構成や株式の処分の在り方については、これまで政策投資銀行が果たしてきた金融機能の維持、企業価値の最大化、透明性に留意しながら検討すべき。
- ・ 政策投資銀行の有する公共性・中立性等の特性を踏まえつつ、収益性を向上し、企業価値の最大化を追求するビジネスモデルを構築すべき。

〔総務省報告（公営企業金融公庫）〕

資料に沿って総務省からの説明が行われた後、各委員から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 地方案では、貸付対象が拡大しており、行革の基本的な精神に反する。今回の行革の趣旨からすると、個々の自治体が創意工夫して資金調達することが基本である。
- ・ 新旧の勘定を分離して、旧債務の返済に必要な引当金は既往貸付残高の減少に伴って減らすべき。
- ・ 地方団体の破綻がない前提で仕組みをつくるとモラルハザードで貸付けが膨らむ。貸付審査をしっかり行うべき。
- ・ 剰余金は国の出資金が生み出した国の資産であり、借り手としての地方が生み出したものではない。銀行の利益は借り手のものだという理屈と同じになっている。
- ・ 地方案では、新組織の運営はすべて身内で決めることになっており、ガバナンス機能の発揮は期待できない。
- ・ 借り手である地方の責任の所在を明確にしないとたない。
- ・ 新組織が無責任体制にならないように、ガバナンス機能を明確にする必要がある。
- ・ 貸付対象団体は地方債の市場公募団体以外の公営企業に限定し、今後自治体の自立に伴って対象を縮小していくべき。
- ・ 引当金の問題は原理原則に立って処理し、その上で新組織にどう支援するかを考えるのが規律だと思う。

〔事務局報告（新政策金融機関）〕

資料に沿って事務局からの説明が行われた後、各委員から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 新政策金融機関の本部の在り方や資金調達の在り方についても、統合効果が発揮できるように、十分検討してほしい。

- ・ 新政策金融機関においては、目利きの人をしっかりと活用できるように十分配慮してほしい。
- ・ 危機対応業務について、指定金融機関である民間金融機関のリスクを 100% とるのではなく、民間金融機関にもリスクを負わせるべき。
- ・ 危機対応の発動においては、柔軟に対応できるスキームにする一方で、事後的な検証をきちんとできるような仕組みが必要ではないか。

閉会

< 文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり） >

今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai23/siryoku.html>